

【2024年4月3日発行】

=====
■ 人事労務マガジン／定例第163号 ■
=====

▽▼人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

厚生労働省 X・Facebook は、厚生労働省の公式アカウントです。健康・医療、福祉・介護、雇用・労働、年金など、皆さまの暮らしを支える情報をお届けしているので、ぜひフォローしてください。

<厚生労働省公式 X>

<https://twitter.com/mhlwtwitter>

<厚生労働省公式 Facebook>

<https://www.facebook.com/mhlw.japan>

【目次】

1. 賃金引き上げに向けた取り組み事例公開中
2. 広報誌「厚生労働」4月号発売中
特集:疑問も不安も解消！医療機関や薬局でマイナンバーカードを健康保険証として使う
3. 【再掲】訓練実施機関の皆さまへ「教育訓練給付」講座指定のご案内
受講費用の一部が支給される「教育訓練給付制度」で講座の魅力がさらにアップ！

【トピック1】賃金引き上げに向けた取り組み事例公開中

賃上げに向けた取り組み、はじめませんか？

厚生労働省では、賃金引き上げに向けた取り組みを促進することを目的として、賃金引き上げ特設ページを開設しています。

このたび、賃金引き上げに向けた企業の取り組み事例を大幅に追加掲載しました。賃金引き上げに向けた取り組み内容、そのポイントや従業員の声などを、写真とともに掲載していますのでぜひご覧ください。

【賃金引き上げに向けた取り組み事例紹介ページ】

<https://pc.saiteichingin.info/jirei/>

【賃金引き上げ特設ページ】

取り組み事例のほか、地域・業種・職種ごとの平均的な賃金検索機能や、賃金引き上げに向けた政府の支援策等も掲載があります。

<https://pc.saiteichingin.info/chingin/>

【トピック 2】「厚生労働」4 月号発売中

特集:疑問も不安も解消！医療機関や薬局でマイナンバーカードを健康保険証として使おう

今年の12月2日から従来の保険証は新規発行されなくなり、その後はマイナンバーカードでの保険証利用を基本とする仕組みに移行していきます。しかし、こうした状況でも、いまだ多くの方が病院や診療所、薬局で保険証を利用しています。

本特集では、マイナンバーカードを保険証として使ってみるという行動変容を促すべく、使用をためらう疑問・不安を解消し、利用のメリットなどをお伝えします。

【最新号目次】

広報誌「厚生労働」2024年4月号

https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou_kouhou/kouhou_shuppan/magazine/202404.html

※一部記事はウェブサイト上で閲覧可能です。

【再掲】

【トピック 3】訓練実施機関の皆さまへ「教育訓練給付」講座指定のご案内

受講費用の一部が支給される「教育訓練給付制度」で講座の魅力がさらにアップ！

厚生労働省では、働く方等の主体的なスキルアップを支援するため、厚生労働大臣の指定を受けた講座を受講修了した方に対し、その費用の一部(最大70%~20%)を雇用保険から支給する「教育訓練給付制度」を実施しています。

対象講座として指定を受ければ、受講の費用負担が軽減されるため、受講希望者の増加が期待できます。講座指定の申請は、年 2 回(4 月、10 月)受け付けています。訓練実施機関の皆さま、ぜひこの機会に申請をご検討ください。

【対象講座のメリット】

- ①費用負担が軽減され受講しやすい講座になります。
- ②指定講座は教育訓練給付指定講座検索サイトに掲載。全国の受講希望者による検索が可能になります。
- ③厚生労働大臣の指定講座として自社ウェブサイトや広告に掲載できます。

【指定申請の手順】

① 指定を受けるための要件の確認

・以下の教育訓練施設向けのパンフレットを参照ください。

専門実践教育訓練給付 <https://www.mhlw.go.jp/content/001159378.pdf>

特定一般教育訓練給付 <https://www.mhlw.go.jp/content/001159379.pdf>

一般教育訓練給付 <https://www.mhlw.go.jp/content/001159380.pdf>

② 申請書類の準備

③ 申請書類の提出(提出先:中央職業能力開発協会)

・受け付けは年 2 回、提出期間と指定日は以下のとおりです。

令和 6 年 10 月指定(提出期限:2024(令和 6)年 4 月上旬~5 月上旬)

令和 7 年 4 月指定(提出期限:2024(令和 6)年 10 月上旬~令和 6 年 11 月上旬)

④ 審査

⑤ 指定

・指定期間は 3 年間です。引き続き指定を希望する場合は、指定期間満了前に再指定申請が必要です。

【詳細・申請手続きはこちら】

■リーフレット:教育訓練給付の講座指定申請をご検討ください

<https://www.mhlw.go.jp/content/001201615.pdf>

■申請手続きはこちらを確認ください。(厚生労働省ウェブサイト)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/jinzaikaihatsu/kyouiku_00001.html